

## 第2号様式（第3関係）

### 地区委員会議事録

#### 1 開催日時

平成26年4月3日（木）午前10時から午前11時まで

#### 2 開催場所

会議室3・4

#### 3 出席者

地区委員24名（欠席3名）

鈴木幸育町長 坪井豊治副町長 西川徹教育長

安藤光男総務部長 長谷川徳康経済建設部長 早川晴男生活福祉部長兼住民課長

堀場昇教育部長兼生涯学習課長兼社会教育センター館長 水野典昌議会事務局長

小川徹也総務課長 林真吾総務・防災係長

小塚和宣環境・安全係長 秋田和清生涯学習係長

佐々聖尚総務・防災係主事

#### 4 議題

- (1) 委嘱状の伝達
- (2) 町長あいさつ
- (3) 地区委員の職務について
- (4) 平成26年度地区委員事業について
- (5) その他

#### 5 会議資料

資料1 地区委員の職務について

資料2 平成26年度地区委員事業

資料3 「自治会に加入しましょう」チラシ

資料4 平成26年度「春の清掃月間」実施要領

資料5 資源分別収集について

資源分別収集指導説明書

防犯灯・交通安全灯施設台帳図、豊山町消防施設台帳図

## 6 議事内容

総務課長 改めまして、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより地区委員会を始めさせていただきます。

私、本日の地区委員会の司会進行を務めさせていただきます総務課長の小川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の地区委員会につきましては、11時頃を目途に終了したいと考えていますのでご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。なお、あらかじめご案内申し上げますが、この地区委員会終了後、別途日本赤十字社豊山町分区、豊山町社会福祉協議会より会費等について依頼事項がございますので、ご了承のほど併せてお願い申し上げます。

また、本日の会議の会議録につきましては、町のホームページで公開させていただきますので、よろしくお願いいたします。恐縮ではございますけれども、お手持ちの携帯電話は電源を切っていただくか、予めマナーモードにセットしていただきますようお願いいたします。

### (1) 委嘱状の伝達

総務課長 初めに、町長より委嘱状の伝達をさせていただきます。自席において西之町第1地区から順次、伝達させていただきますので、お受け取りいただきますようお願いいたします。

### (2) 町長あいさつ

総務課長 続きまして、鈴木町長より開催のごあいさつを申し上げます。

町長 おはようございます。チリの地震の津波が心配だなと思っております。また、皆様方には、これから一年間色々な面でご厄介になります。よろしくお願い申し上げます。

本日は、平成26年度の地区委員会を開催いたしましたところ、ご多忙中にもかかわらず、ご出席賜り厚くお礼申し上げます。町行政につきましても、色々な面でご厄介になりますので重ねてお願い申し上げます。

これから一年間皆様方にはお願いをするわけでございます。特に大きな事項と言いますと、春の清掃、防災訓練、秋の町民体育大会等々の多くの行事がございます。最近は、人や選手が集まらないと色々なお話を承っております。地域の方々が共に体を動かし、また、色々なことにご奉仕していただいて、ご苦労をおかけするわけでございますが、今後とも色々な面でお話を承り、町行政を進めてまいりたいと思っております。限られた時間ではございますけれども、どうかよろしくお願い申し上げ、私のあいさつとさせていただきます。

総務課長 ここで、町の出席者をご紹介させていただきます。副町長から順次、自己紹介

をお願いいたします。

(副町長から自己紹介)

総務課長 本日配布いたしました資料のご確認をお願いいたします。初めに、本日の次第がございます。次に「平成26年度地区委員名簿」が1枚、資料1「地区委員の職務について」として6ページもの。資料2「平成26年度地区委員事業」として1枚もの、資料3「自治会に加入しましょう」チラシとして2枚もの。資料4「平成26年度「春の清掃月間」実施要領」として10ページもの。資料5「資源分別収集」として3枚もの、別紙5として「資源分別収集指導説明書」として7ページもの。その他として「豊山町消防施設台帳図」と書いてあります封筒の中に、「豊山町消防施設台帳図」が1枚、地区名が書いてあります大きな封筒の中に、別紙5「資源分別収集指導説明書」が10部と「防犯灯・交通安全灯施設台帳図」が1枚入っています。また、皆様の机のわきにあります袋の中には、後ほどご説明いたします春の清掃や資源分別収集のときにお使いいただく可燃ごみ袋、不燃ごみ袋、軍手が入っています。数につきましては地区によって異なりますので、中身だけご確認いただきますようお願いいたします。以上でございますけれども、配布物に不足、欠落がありましたらお申し出ください。

それでは、次第3の地区委員の職務について担当から説明いたします。なお、ご質問等につきましては全体の説明終了後、一括してお受けいたしますのでよろしくをお願いいたします。

### (3) 地区委員の職務について

総務・防災係長 それでは、次第3の地区委員の職務について、説明をさせていただきます。皆様資料1をご覧ください。町政協力委員設置条例の説明をさせていただきます。この条例は、本日皆様方に委嘱しました地区委員の職務、身分の根拠について定めたものでございます。1ページ、条例の第4条をご覧ください。ここには、皆様にご協力いただきます職務の内容について規定されています。地域の防災活動、防犯活動、広報活動及び社会教育活動の推進が、地区委員の具体的な職務になっています。広報活動につきましては、広報等の配布は、既に新聞販売店を通じて配布を行っていますが、緊急を要する場合には、依頼する伝達事項もございますので、職務として残させていただきます。転入者につきましては、該当地区の地区委員の住所や電話番号をチラシに記入させていただきます。マンション等の建設の際に、地区委員の住所や電話番号等を管理会社にお教えすることもございますので、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

次に、地区委員の身分についてでございます。身分については、豊山町の非常勤特別職となっています。つまり非常勤の町の職員ということでございます。同じく1ページ、

条例第8条をご覧ください。ここには、守秘義務について触れられています。これは、皆様方が地区委員として得られた情報については、他の方に漏らしてはならないということでございます。また、地区委員として得られた情報につきましては、地区委員を退いた後も漏らしてはいけないということが規定されています。3ページからは、豊山町町政協力委員運営規則について、5ページは豊山町町政協力補助員設置要綱がついていきますので、後ほどご覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、6ページについてご説明いたします。地区委員の報酬についてでございます。地区委員の皆様への報酬は、年額77,000円です。この報酬から所得税及び復興特別所得税額をあわせて10.21%を差し引いた69,139円を、年度末の3月地区委員会の開催時に現金でお支払いいたします。この復興特別所得税は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」に基づき、平成25年から課税されているものです。この支払いに対する源泉徴収票を来年1月頃に送付させていただきますので、確定申告を各自行っていただきますようお願いいたします。

次に、2の補助員の活動費についてでございます。補助員1人あたり、年額6,000円の活動費の補助をいたします。活動員の支給対象となる補助員数につきましては、地区の実人数に関わらず、資料の5ページでございます豊山町町政協力補助員設置要綱の第2条第2項によりまして、地区世帯数50世帯までは5人として、以降15世帯増すごとに1人増員として算定させていただきます。なお、端数世帯が8世帯以上の時は、1人を増員して算定させていただきます。また、世帯数の基準日は、本年度の7月1日現在になります。こちらの支払いにつきましても、年度末の地区委員会開催時に現金でお支払いいたします。なお、口座への振り込みも対応させていただきますので、振り込みを希望される地区の方は、会議終了後に事務局までお申し出ください。

3の自治振興費についてでございます。自治振興費は、各地区が活動するために必要な経費の補助金として地区に交付いたします。この額は、本年度の7月1日現在の地区の世帯数を基準にして、1世帯あたり600円の額をお支払いいたします。各地区の支給額としましては、地区に加入の世帯数ではなく、町に登録されている世帯数に600円をかけた額になります。こちらの支払いにつきましては、7月下旬から8月上旬に開催する地区委員会の時に現金でお支払いいたします。なお、この自治振興費につきましても、口座への振り込みも対応させていただきますので、振り込みをご希望される地区の方は、会議終了後に事務局までお申し出ください。

4の今後の地区委員会の開催予定でございますが、7月の下旬から8月上旬にかけて町民体育大会の打合せを予定しています。来年の3月上旬には、最後の地区委員会の開催を予定していますので、よろしくようお願いいたします。また、先ほどお配りしました地区委員の名簿につきましては、お名前等に誤りがありましたら、会議終了後、総務・防

災係までお知らせください。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

#### (4) 平成26年度地区委員事業について

総務課長 続きます。次第4の平成26年度地区委員事業につきまして、総務部から順にご説明いたします。

総務・防災係長 総務部に関する地区委員事業について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。まず、防災訓練についてですが、豊山中学校を会場として9月7日の日曜日に計画しています。地区委員の皆様に参加の依頼をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

また、地区の消防ホース格納箱及び街頭消火器に破損等がありましたら、外箱に示してあります番号を総務・防災係までお知らせください。続きます。自治会の加入チラシについてです。資料3をご覧ください。このチラシの下に地区委員のお名前等を記入し、転入者にこのチラシを住民課にて配布いたします。2枚目をご覧ください。こちらが、自治会の加入申込書になっています。こちらに転入者が記入して、地区委員に提出することになりますので、よろしく願いいたします。

転入者の情報を地区委員の皆様へ提供する件についてですが、個人情報保護法を踏まえ、転入者の同意を得られた場合のみ、その世帯主のお名前と住所の情報を月に1回、該当する地区委員に郵送させていただきます。

総務部の説明は、以上でございます。ありがとうございました。

環境・安全係長 おはようございます。建設課環境・安全係の小塚と申します。よろしく願いいたします。環境・安全係からは3点のお願いがございます。

まず1点目は、春の清掃についてです。資料4の平成26年度春の清掃月間実施要領にてご説明させていただきます。本年度の生活排水路の清掃実施日は4月20日(日)、予備日は4月27日(日)です。少雨決行ということで実施させていただきます。収集場所は、各地区2ヶ所程度でお願いいたします。清掃後の汚泥につきましては、清掃日の翌日に収集いたします。器材の貸出しについては、清掃作業に必要な器材を用意しています。器材が必要な地区につきましては、「器材貸出し申請書」を1階5番窓口の建設課環境・安全係に提出をお願いいたします。FAXや電子メールでも構いません。FAXと電子メールの宛先につきましては、総務課と共通でございます。器材の貸出日は、4月17日(木)からお貸しできるよう用意いたします。なお、返却日については、20日の清掃が完了しましたら、器材の返却をお願いいたします。できましたら、午後2時頃までをお願いいたします。

注意事項につきましては、3点ございます。1点目は、汚泥収集を円滑に行うため、

収集場所は、各地区2ヶ所程度にまとめていただけたらと思います。2点目については、汚泥の収集場所には、粗大ごみ、樹木、建築廃材等、排水路の汚泥以外の物を出さないようにご指導をお願いいたします。また、3点目につきましては、汚泥収集は翌日の月曜日に実施いたします。汚泥収集後に、汚泥を出さないようにご指導をお願いいたします。裏面に悪かった例の写真がございます。側溝にたまったヘドロとその周辺の雑草が対象となります。やむを得ず写真のような不燃物が出てきた場合は、ヘドロと分けて出していただくと大変助かります。また、過去には、水路の清掃に便乗して、自己処理すべきタイヤ、サッシ等が出されたことがございます。こうした物が出されないようご指導いただきますようお願いいたします。

次に、生活排水路の薬剤散布についてです。生活排水路清掃後に散布していただく、ボウフラ等を駆除する薬剤を配布いたします。実施日につきましては、生活排水路清掃終了後、水路に散布していただくようお願いいたします。薬剤を希望する地区は、「防疫用薬剤配布申請書」を建設課環境・安全係までご提出していただきたいと思っております。薬剤は、1世帯1袋の割合で配布しまして、4月10日（木）に地区委員さん宅へお届けさせていただきます。お留守の際は、ポスト等に入れさせていただきますのでお願いいたします。

次の3ページが清掃実施の依頼文となります。1番の生活排水路の清掃実施日、2番の生活排水路の薬剤散布については、要領でご説明させていただいておりますので、割愛させていただきます。次に裏面の4ページ、3番の提出書類についてご説明させていただきます。提出書類は、別紙1から別紙3までの3種類となります。提出期限は、3種類とも平成26年4月4日（金）までとさせていただきます。5番の提出場所は、1階5番窓口の建設課環境・安全係までお願いいたします。提出は、FAX、電子メールでも構いません。なお、汚泥収集場所の変更等がない地区や、器材、薬剤を希望しない地区については、書類の提出は不要となります。次に、5ページと6ページに図面があります。この別紙1の図面は、先ほどお話しさせていただいたとおり、汚泥の収集場所を変更する場合や増やす場合に、場所を記入していただき提出していただくものです。次のページに、今年の収集場所を記した図面を添付させていただいておりますので参考にしていただければと思います。続いて、次の7ページと8ページについては、器材の申込み、薬剤の申込みの際に提出していただく書類です。必要事項を記入して、提出をお願いいたします。器材の申込み、薬剤の申込みをしていただく際に参考にしていただく今年の実績を9ページ、10ページに添付させていただいております。春の清掃については、以上です。

2点目は、資料5の資源分別収集についてです。資源分別収集につきましては、各地区で資源分別収集を推進していただいております。実施の内容は、基本的にこれまでと同様、出し方の指導や収集の協力を行っていただくもので、資源分別収集活動ボランティ

アの方と協力して本年もよろしくお願ひいたします。平成26年度の活動ボランティアの方につきましては、活動中の事故に対する保険への加入手続きのため、既に前年度の地区委員の方からご報告をいただいておりますが、まだ一部ご提出のない地区もございますので、よろしくお願ひいたします。

次に、資源分別収集に関する奨励金についてです。地区へお支払いする奨励金基礎額は、月額12,000円です。奨励金収集量額と資源売上金については、集まった資源1kgあたり5円の奨励金を地区にお支払いいたします。売上げのある資源は、その時点の資源単価により資源収集量に応じて地区へ配分いたします。配分金の使い道につきましては、地区によって様々ではありますが、ボランティアで立っていただいている方々にお支払いしている地区が多いとお聞きしています。また、リサイクルステーションに集まった資源の売上金は、各地区が実施した資源回収の資源品目全ての収集量の総量に応じて地区に配分いたします。配分金の支払いは、翌年の5月となります。

次に、奨励金の支払いについてです。平成25年度の地区委員に届出いただいております口座に振り込みいたします。振込先を変更する場合は、別紙4の「資源分別収集事業奨励金支払先届出書」の提出を4月24日（木）までに建設課環境・安全係にご提出をお願ひいたします。資源の出し方については、「資源分別収集指導説明書」を各地区10部ずつ用意させていただいております。協力していただける組長さん等にお渡し願ひ、指導の際に利用していただくものです。10部で不足の方は、お帰りの際お申し付けください。

続きまして、資源分別収集活動ボランティアに対するボランティア保険についてです。資源収集活動中のケガや事故対応のため、傷害と賠償責任保険に加入します。詳細については、別紙5「資源分別収集指導説明書」の6ページを参照していただきたいと思います。次のページに平成26年度の資源分別収集の日程表をつけさせていただいております。本年度については、変更点は特にございせんが、紙類資源収集日は、平成24年度までは10月のみ第4週の日曜日としていましたが、町民体育大会の予備日がなくなったことに伴い、昨年度の平成25年度より年間通して第3週の日曜日に変更しておりますので、よろしくお願ひいたします。2点目の資源分別収集については、以上でございます。

3点目は、防犯灯等の球切れの通報であります。地域にあります防犯灯や交通安全灯の球が切れている場合、環境・安全係までご連絡くださるようお願いいたします。連絡先は、資料4の下に記載してあります環境・安全係の電話番号28-0916までお願ひいたします。連絡の際は、お配りしています位置図を参考に記号番号を報告していただくと大変助かります。よろしくお願ひいたします。建設課からの説明は、以上でございます。

生涯学習係長 教育部からは、町民体育大会の日程のご案内をさせていただきます。日程は、10月5日（日）に開催いたします。予備日は設けていませんので、大雨等により実施が困難な場合については、体育大会は中止といたします。競技種目等の説明は、7月下旬に打合せ会を実施しますので、よろしくお願いいたします。教育部からは、以上でございます。

総務課長 ただいま次第3の地区委員の職務についてと、次第4の平成26年度地区委員事業についての説明が終わりましたので、ご質問をお受けいたします。ご質問につきましては、一問一答でお答えしますので、ご面倒ですが、起立して地区名をおっしゃっていただいてからご発言をお願いいたします。

伊勢山第1地区 資料4の提出書類について、器材の貸出しの提出期限が明日の4日（金）となっておりますが、9日（水）に決まるため明日には間に合いません。9日以降の提出でもよろしいでしょうか。

環境・安全係長 4月4日（金）に設定させていただいたのは、できるだけ早めに準備を行いたいためです。提出が多少遅れても大丈夫です。

西之町第1地区 資料5の中の資源収集について、売上げのある資源とはどのような物でしょうか。

環境・安全係長 売上げのある資源は、アルミ缶、びん、紙パック、スチール缶、金物類や紙類等でございます。

西之町第1地区 資源分別収集において、集めている物が売上げのある資源として解釈してよろしいでしょうか。

環境・安全係長 その中でも、古着に関しましては、去年までは0円となっております。今年の契約において、古着においても売上げの対象となるようになりましたので、今のところ資源分別収集の資源全てが売上げの対象となっております。

中之町地区 「自治会に加入しましょう」というチラシについてですが、転入者に役場が渡すのか、それとも地区委員が転入者を探して渡すのでしょうか。

総務・防災係長 チラシにつきましては、転入者の方が住民課の窓口に来られた際に、地区委員のお名前や住所等の記載の入ったチラシを渡します。地区委員さんが転入者を探してお渡しいただくことはありません。

総務課長 そのほか、何かございますでしょうか。

下青山地区 自治会に加入したい方は、役場に届出をするのでしょうか。

総務・防災係長 自治会の加入届出につきましては、加入される方が地区委員さんに直接届出を行い、地区の方で管理をお願いいたします。自治会に加入された場合の随時の報告は、必要ありません。



新町北地区 器材の貸出しについてですが、4月17日（木）からの何時から貸出しを行いますでしょうか。役場の開庁時間からよかったでしょうか。

環境・安全係長 午後からを予定しています。

新田第1地区 春の清掃の汚泥収集場所や器材の貸出し等について、昨年度実績と変更のない場合は、書類の提出は必要でしょうか。

環境・安全係長 変更のない場合は、提出の必要はありません。

中稲地区 前年度の地区委員から聞いたのですが、器材の貸出申請を既にしている場合は新たに申請する必要はありますでしょうか。

環境・安全係長 既に提出のある地区につきましては、提出は不要でございます。

総務課長 そのほか、よろしかったでしょうか。次第5のその他としまして、何かご意見等ありましたら、先ほど同様にご発言をお願いいたします。

西之町第2地区 質疑等について、前年までは、地区名や名前を述べずに発言し、無責任なことが多かった。今後も地区名と名前を述べてからの質疑応答を続けていただきたい。また、議会の質疑についてですが、町は議会からの質疑に対して答弁をするわけですが、議会にはもう少し実のある質疑をしていただくようお願いしたい。

町長 議会の方と調整させていただきます。

総務課長 そのほか、ございますでしょうか。以上で、今回の地区委員会の議題は全て終了いたしました。最後に町長より閉会のごあいさつを申し上げます。

町長 ただいま皆様方から、色々なご意見やご要望をいただきました。皆様にご迷惑をおかけしないように町行政の推進にあたり、心してまいる所存であります。このほかにも何かありましたら、お話いただければ適切に対応させていただきます。ひとまずこの地区委員会につきましては、皆様にご協力いただき感謝申し上げます。ありがとうございました。

総務課長 ありがとうございます。本日の会議はこれで終了させていただきます。なお、冒頭でご説明しましたとおり、この後、日本赤十字社豊山町分区の会議を11時5分から開始いたします。貴重なご意見を賜り大変ありがとうございました。